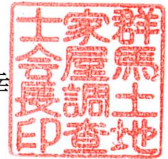


群調発第505号

平成28年2月9日

各 会 員 様

群馬土地家屋調査士会
会長 堀 越 義 幸



平成28年度地籍整備推進調査費補助金（民間事業者等直接交付分）の
交付希望事業者の募集について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり連合会長より連絡がありましたのでお知らせいたします。

記

日 調 連 発 第 3 0 2 号

平 成 2 8 年 2 月 5 日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

平成28年度地籍整備推進調査費補助金（民間事業者等直接交付分）
の交付希望事業者の募集について（お願い）

当連合会の事業計画におきましては、国土調査法第19条第5項の指定を利用して、土地家屋調査士の日常業務の成果を活用した地図づくりを推進しているところでありますが、この度、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課において、標記補助金の交付を希望する事業者の募集が開始されましたので、貴会会員に周知いただきますようお願いいたします。

平成28年度の募集は、本月8日（月）から来る3月7日（月）まで応募を受け付けているとのことですが、詳細につきましては、別添資料及び下記ホームページを参照願います。

記

国土交通省 地籍調査Webサイト（地籍整備推進調査費補助金）

<http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html>



地籍整備推進調査費補助金
(民間事業者等直接交付分)

平成 28 年度 募集要領

■応募受付期間

平成 28 年 2 月 8 日 (月曜日) から 3 月 7 日 (月曜日) まで

※締切日 (3 月 7 日) 後につきましては、予算状況により追加募集等を行う場合があります。

■応募申請先及び問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課

地籍整備推進調査費補助金担当 課長補佐 峰寄、係長 太田

連絡先 Tel:03-5253-8111 (内線 30-525)

E-mail: G_LAW_KCH@mlit.go.jp

平成 28 年 2 月

国土交通省

< 目 次 >

I. 地籍整備推進調査費補助金の概要

- 1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2. 補助事業の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2

II. 補助対象事業の選定

- 1. 選定方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 2. 選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 3. 留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

III. 応募申請・ヒアリング・交付申請等について

- 1. 応募申請について・・・・・・・・ P 6
- 2. ヒアリングの実施について・・・・・・・・ P 6
- 3. 選定後の交付申請等について・・・・・・・・ P 7

IV. 事業の実施にあたっての留意点

・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

別添 応募申請書・様式

I. 地籍整備推進調査費補助金の概要

1. 目的

土地の境界等を明確にする地籍調査の進捗率は、51%（平成26年度末現在）にとどまり、特に都市部（D I D）は24%と進捗が遅れているところです。一方で、土地取引や市街地開発の際には境界の測量が行われていますが、その成果はあまり地籍整備には活用されていません。

国土調査以外の測量成果については、国土調査法第19条第5項の国土交通大臣指定（以下「19条5項指定」という。）を受ければ、地籍調査の成果と同等のものとして扱うことができます（参考1）。

本補助金は、測量成果の19条5項指定を促進することにより都市部の地籍整備を進めるため（参考2）、民間事業者等が19条5項指定申請等を行う測量・調査等に必要な経費を支援するものです。

（参考1）国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）第19条第5項

国土調査以外の測量及び調査を行った者が当該調査の結果作成された地図及び簿冊について政令で定める手続により国土調査の成果としての認証を申請した場合には、国土交通大臣又は事業所管大臣は、これらの地図及び簿冊が第二項の規定により認証を受けた国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有すると認めるときは、これらを同項の規定によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定することができる。

（参考2）「民間事業者等の測量成果を活用した地籍整備の推進について」

（平成26年3月12日付け国土交通省土地・建設産業局長通知）

※国土交通省土地・建設産業局地籍整備課のホームページからダウンロードできます。

<http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html>

2. 補助事業の仕組み

（1）事業主体

本要領において募集する事業主体は、民間事業者等とします。

民間事業者等とは、街づくり事業や測量等を実施する民間法人のほか、事業実施準備組合及び街づくり協議会の地権者組織等です。

※地方公共団体を事業主体として本補助金を活用したい場合は、別途問合せ先までご連絡下さい。

（2）対象地区

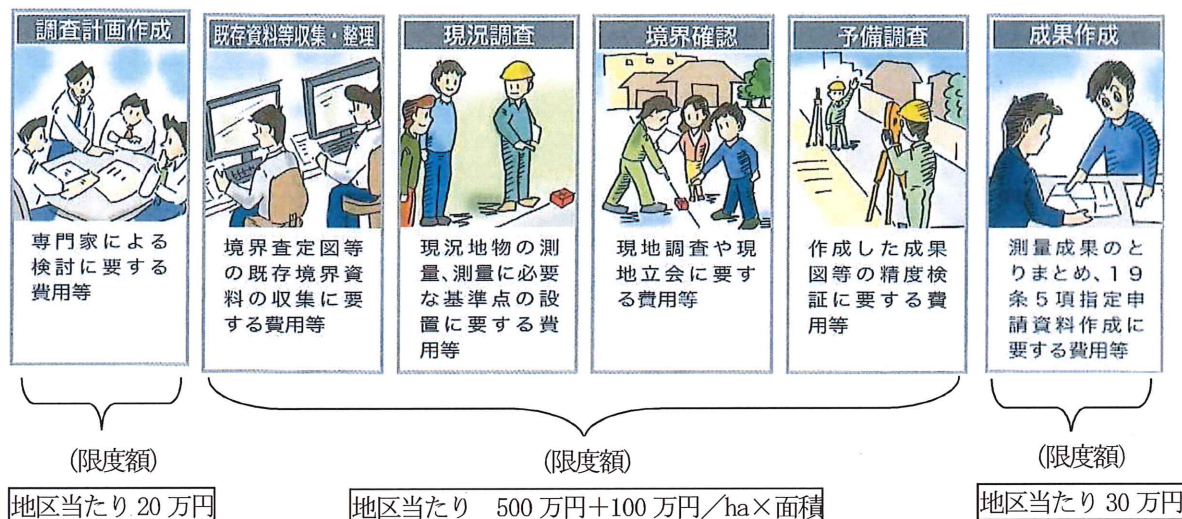
地籍整備推進調査費補助金の対象地区は、以下の一及び二の要件を満たす地域とします。

一 人口集中地区（国勢調査による人口集中地区をいう。）又は都市計画区域（都市計画法第4条第2項に定める都市計画区域をいう。）であること。ただし、地籍調査等により既に不動産登記法第14条第1項で規定する地図が備え付けられている地域を除く。

二 調査実施計画に位置付けられた一調査実施地区あたりの面積が500㎡以上であること。

(3) 補助対象経費、補助率及び限度額

補助の対象となるのは、19条5項指定申請等による地籍情報の整備に係る以下の費用（以下「補助対象経費」という。）です。補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費の1/3以内です。また、補助対象経費には以下の通り限度額が決められています。



※支払対象となる行為が、交付決定後、かつその年度中に行われるものであり、さらに交付決定を受けた事業内容に係るものである場合に限ります。

※交付決定日以降に補助事業が開始されることになるため、応募、交付申請に要する経費を含め交付決定日より前に発生した経費（発注を含む。）は補助の対象となりません。

※補助事業として実施した調査成果は必ず19条5項指定申請することが必要です。

※詳細については、「地籍整備推進調査費補助金交付要領」を参照して下さい。

(4) 予算額

平成28年度予算(案)の額は76,435千円(国費)の内数です。

本募集は、平成28年度予算の成立を前提としており、予算案の審議状況によって募集内容の変更があり得ることをあらかじめご承知おき下さい。

Ⅱ. 補助対象事業の選定

1. 選定方法

地籍整備推進調査費補助金の補助対象事業は、募集期間内に応募があった事業の中から選定します。必ずしも応募があった事業が全て選定され、希望額どおりに補助できるとは限りません。

2. 選定基準

地籍整備推進調査費補助金の補助対象事業の選定にあたっては、以下の観点から審査を行います。

○形式審査

- (1) 補助対象事業の事業主体が、I. 2. (1) の要件を満たしていること。
- (2) 補助対象事業の調査実施地区が、I. 2. (2) の要件を満たしていること。
- (3) 補助対象事業の事業期間が適切であること。
 - ・平成29年3月までに測量（地籍整備推進調査）を終えることが原則です。年度をまたいで事業を実施する場合は年度毎に事業を区切り、翌年度の事業についても補助を活用したい場合は、翌年度の募集開始後に再度応募が必要となります。また、補助対象経費の限度額は各年度の合計で適用されます。
- (4) 事業に要する資金（国費以外の部分）の調達が確実であること、事業実施方法が適切であること等。

○内容審査

- (1) 事業主体が、補助金に係る事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。
 - ・事業主体は、測量（地籍整備推進調査）の進行管理や補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を適切に執行できる体制を有していることが必要です。
 - ※必ず「地籍整備推進調査費補助金交付要領」を読み、適切な経理を行ってください。
- (2) 補助対象事業の事業目的が適切であること。
 - ・「地籍整備推進調査費補助金制度要綱 第1 目的」を踏まえ、19 条5 項指定を通じて地籍情報として整備するための事業であることが必要です。
- (3) 地方公共団体の了承を得ていること。
 - ・調査実施地区を管轄する地方公共団体（市区町村）と調整し、19 条5 項指定を行うこと、及び補助申請を行うことに対して了承を得ていることが必要です。
- (4) 登記所等への情報提供がなされていること。
 - ・不動産登記法第14 条第1 項の地図として登記所に備え付けられるよう、19 条5 項指定の申請を行い、国土調査法第20 条の規定に基づく成果の写しの送付がされることについて、登記所等に事前に情報提供を行うことが必要です。
 - ・また、国土調査法第20 条の規定に基づく成果の写しの送付後に不動産登記法第14 条第1 項の地図として登記所に備え付けられる予定であるか、事業開始前に確認してもらうことが必要です。

3. 留意事項

補助対象事業の選定にあたっては、調査実施地区を管轄する地方公共団体等に対し、応募申請書の内容が適切か照会を行う場合もあります。

Ⅲ. 応募申請・ヒアリング・交付申請等について

1. 応募申請について

○留意事項

- ・補助金の交付を希望する場合には、応募申請書に必要事項を記載し、以下の宛先まで郵送にて送付して下さい。
- ・応募申請書の様式1～2、調査実施地区の位置図及び公図（不動産登記法第14条第4項図面）及びその他関係図面は、上記の郵送と併せて、電子データを以下の宛先までメールにて送付して下さい。

（様式は、必ず本募集要領における様式を使用して下さい。）

<応募申請時に提出を必ずお願いするもの>

①応募申請書

- ・応募申請書：応募団体の代表者の捺印が必要です。
- ・様式1：事業主体について
- ・様式2：調査実施地区について
- ・調査実施地区の位置図及び公図（不動産登記法第14条第4項図面）
- ・その他関係図面（測量の概要を示す図面、まちづくりにおける位置付けを示した図面等）

②応募団体会則

※応募申請時に作成中の場合は、後日送付して下さい。

③応募団体の役員または構成員の名簿

④応募団体の活動または事業の実績がわかる資料

※選定にあたって、財務諸表や要望額の根拠となる積算書等、上記以外に資料の提出を別途求めることがあります。

○応募申請書類の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省土地・建設産業局地籍整備課
地籍整備推進調査費補助金担当 課長補佐 峰寄、係長 太田

連絡先 Tel:03-5253-8111（内線30-525） E-mail: G_LAW_KCH@mlit.go.jp

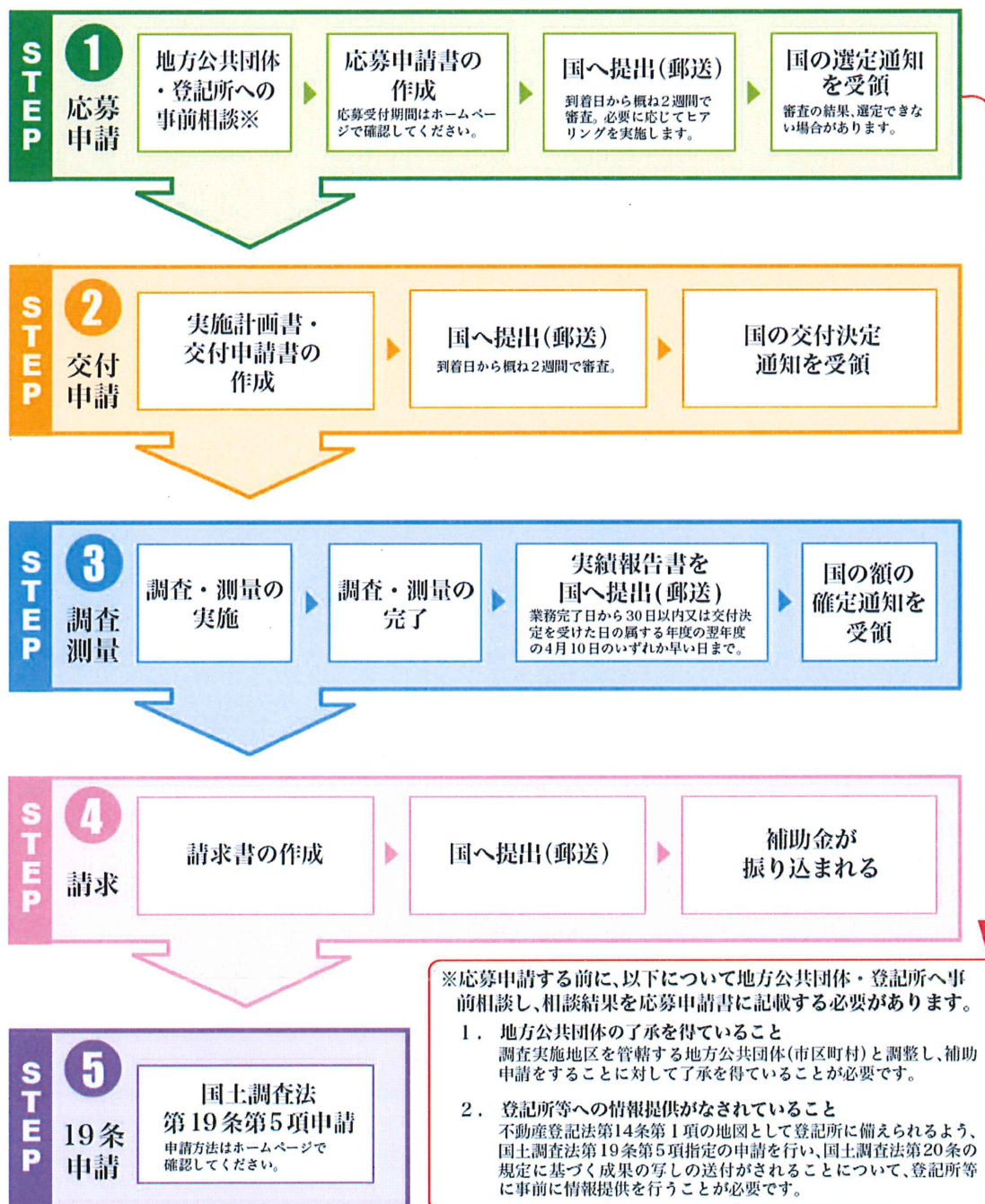
※応募の状況や事業の内容により対象要件を満たしていても事業が選定されない可能性があります。

2. ヒアリングの実施について

選定にあたっては、必要に応じて各応募団体に対し、電話等により応募事業の内容についてヒアリングを実施いたします。

3. 選定後の交付申請等について

- ・補助対象事業に選定された場合は、速やかに実施計画書および交付申請書を提出して下さい。
 なお、交付申請等の手続きや様式等の詳細については、地籍整備課のホームページ（URLは本要領P2のI. 1.（参考2）に記載）にも掲載している「地籍整備推進調査費補助金制度要綱」、「地籍整備推進調査費補助金交付要領」をご参照下さい。
- ・なお、手続きの主な流れは以下のとおりです。



IV. 事業の実施にあたっての留意点

本補助金の活用には、下記の事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、同法律施行令（昭和30年政令第255号）、地籍整備推進調査費補助金制度要綱（平成22年4月1日付国土交通省国土国第417号）、地籍整備推進調査費補助金交付要領（平成22年4月1日付国土交通省国土国第417号）の規定を遵守して頂くこととなりますのでご留意下さい。

（補助金の交付申請）

- ・前年度から継続して補助事業を行う場合も、再度、応募申請、交付申請手続きを行う必要があります。
- ・前年度に選定された案件であっても、事業の内容や事業の進捗状況等について改めて審査を行います。場合によっては、選定されないこともあります。

（事業内容の変更）

- ・事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、国土交通大臣による事前承認を受けることが必要です。

（実績報告）

- ・事業主体は、補助事業が完了した日から起算して30日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書等を提出しなければなりません。

（補助金の支払）

- ・補助金の支払は、原則として、実績報告書の提出を受け、金額の確定後の精算払いとなります。（年度途中でも事業が完了している場合は、所定の手続きにより支払われます。）

（事業の実施後）

- ・事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む。）を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ・事業完了後に、本事業による結果を公表させて頂く場合があります。（公表内容は、事前に確認させて頂きます。）

（その他）

- ・本事業の内容に個人情報が含まれる場合は、取扱いに十分ご注意ください。
- ・必要があると判断された場合、事業中又は事業後に補助事業に関する報告等を求めることや、関係者の事情聴取をして頂く場合があります。
- ・19条5項指定申請の時期は、最終的な区画に整理され、分筆等の不動産の表示に関する登記がされた時点となります。

地籍整備推進調査費補助金 応募申請書

- ・記載の文字サイズは10ポイント以上で記載してください。
- ・各項目については簡潔かつ明確に記載してください。
- ・関連資料を送付する場合にも、「別紙参照」などと省略せず、全ての項目について記入してください。

国土交通大臣 殿

(応募団体名) ○○株式会社

地籍整備推進調査費補助金への応募申請書

別添のとおり、平成28年度地籍整備推進調査費補助金に応募申請いたします。

【応募団体代表者】

(住 所)

(氏 名)

印

地籍整備推進調査費補助金 応募申請書 (様式1)

○事業主体について

応募団体名	
応募団体所在地	
応募団体の概要	<p style="text-align: center;">※不動産開発、測量業、土地家屋調査士等の事業の概要を記載ください。</p>
応募団体の 連絡先	【氏名】※平日(月～金)に確実に連絡が取れるところにしてください。
	【所属・役職】
	【住所】〒
	【電話番号】
	【FAX番号】
<p>応募団体の過去3年の境界測量の実績</p> <p>境界測量は筆界の全周囲を図るものをいい、筆界の一部(官民境界等)のみを図る測量は含めません。</p>	【測量の年度】平成〇年度 【測量の目的】開発許可 【測量の面積】20,000㎡
	【測量の年度】平成〇年度 【測量の目的】宅地分譲 【測量の面積】55,000㎡

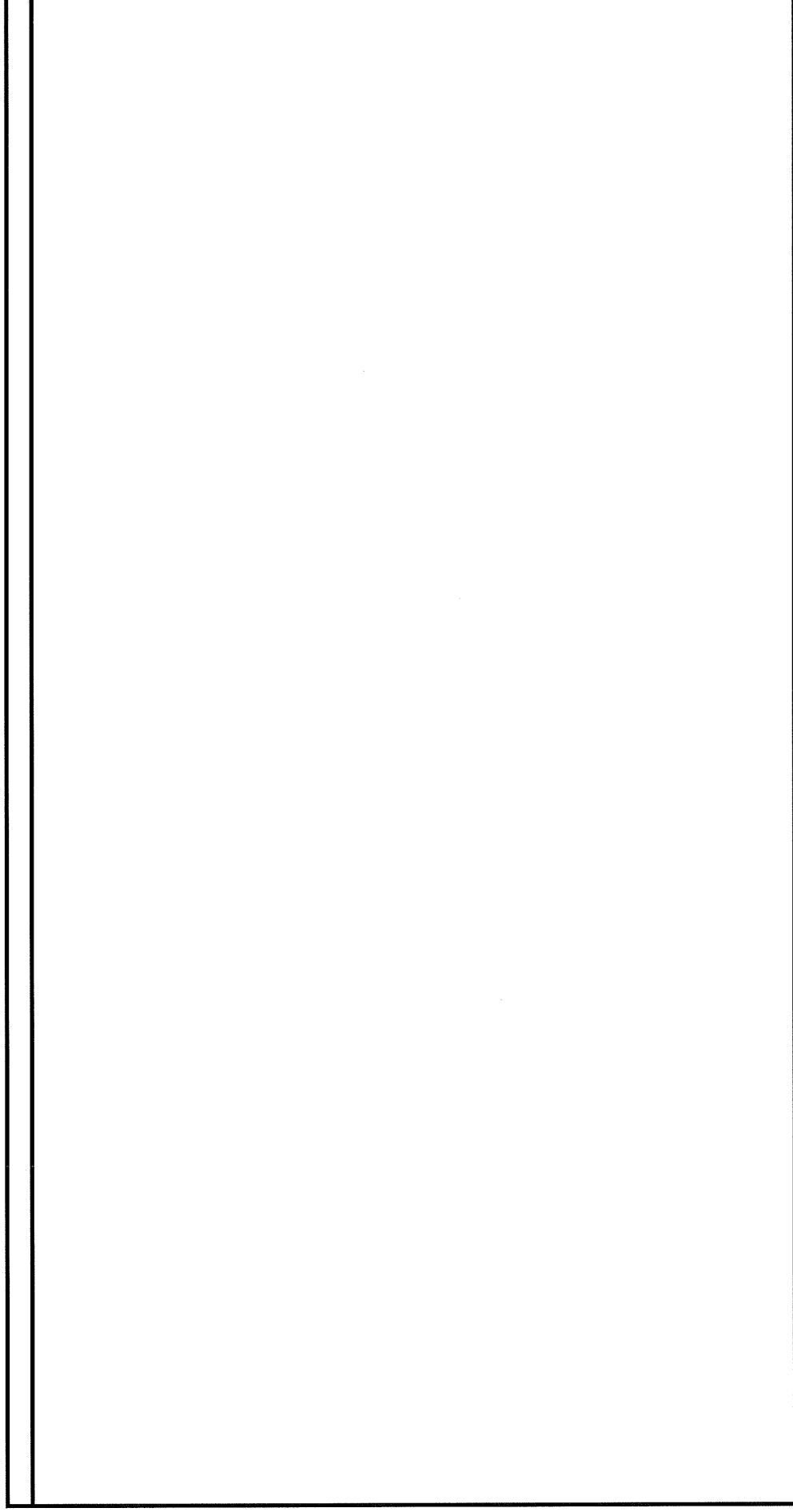
地籍整備推進調査費補助金 応募申請書 (様式2)

○調査実施地区について（調査実施地区ごとに作成して下さい。）

調査実施地区の名称	〇〇市〇〇地区	
調査実施地区の位置	〇〇市〇〇町〇丁目	
測量の目的	開発許可に伴う境界確定測量	
実施地区における測量の概要 及び 地籍整備の必要性	<p>〇〇地区（〇〇ha、〇筆）において、再開発事業の実施を目的とした開発を行うため、開発許可の申請及び現況の土地境界を確定するために測量を実施するもの。 当該地区は公図と現況のずれが大きい地区である一方、市が定める都市再生緊急整備地域に位置付けられており、今後のまちづくりが期待される地区であることから地籍整備の緊急性が高い地域である。</p> <p>※測量の概要を示す図面も合わせて添付すること。</p>	
調査実施面積（ha）・筆数	〇〇ha（小数点以下第2位まで記載）	〇筆
人口集中地区の内外	内	
都市計画区域の内外	内	
不動産登記法第14条第1項地図の備付けの有無	無	
地籍調査実施済み地域ではないか	未実施	
19条5項指定済み地域ではないか	未実施	
公共部局発注の測量であるか否か	公共部局発注の測量ではない	
まちづくりにおける位置づけ	都市再生緊急整備地域内 （該当しない場合は無と記載）	
災害対策上の位置づけ	〇〇市が指定する密集市街地 （該当しない場合は無と記載）	
調査実施の工程	【調査着手】平成〇年〇月	【現地測量実施】平成〇年〇月
	【調査終了（うち補助事業分）】平成〇年〇月（平成〇年〇月）	
最終的な区画に整理された後、分筆等の不動産の表示に関する登記をする時期	平成〇〇年〇月	
19条5項指定申請等時期	平成〇〇年〇月	

		調査計画作成	既存資料等収集整理	現況調査	境界確認	予備調査	成果作成	計
補助対象経費 (単位：千円)	人件費							
	旅費							
	庁費							
	直接経費計(a)							
	附帯事務費(b) <small>限度額(a×3%)</small>							
	調査費計(C=a+b)							
	控除額(D)							
	補助基本額(E=C-D)							
交付申請予定額(E×1/3)								
補助対象経費の資金調達方法		自己資金						
地方公共団体との調整状況	担当者所属・役職・氏名	〇〇市 ●●課 ××係長 ▲▲ ▲▲						
	電話番号	●●-●●●●-●●●●						
	調整状況	【記載例】 平成28年●月●日 〇〇市と協議した結果、申請して差し支えないとの回答を得た。						
登記所等への情報提供	担当者所属・役職・氏名	〇〇法務局登記部門 登記官 ▲▲ ▲▲						
	電話番号	●●-●●●●-●●●●						
	連絡・調整状況	【記載例】 平成28年●月●日 〇〇法務局に対し、国土調査法第19条第5項指定の申請をし、同法第20条の規定に基づく成果の写しの送付がされる予定である旨連絡し、送付について了解した旨の回答を得た。						

対象地区の位置図・その他関係図面



※縮尺1/10,000程度の地図に測量の基礎とする点(地籍調査作業規程準則第38条、地籍調査作業規程準則運用基準第19条の2及び第19条の3を参照)も記載した上で作成のこと

※以下、事業の概要を補足する図面を別に添付すること(様式、縮尺は任意)

- ・測量事業の概要を示す図面(例:再開発、宅地開発等の概要を示す図面)
- ・まちづくりにおける位置づけがある場合には、位置づけを示す図面(例:都市再生緊急整備地域の範囲及び調査実施地区の位置を示す図面)
- ・災害対策上の位置づけがある場合には、位置づけを示す図面
- ・調査実施地区の範囲及び周囲の公図(14条4項図面、コピー可、現在公図が存在しない場合は添付不要であるがその旨を記載すること(様式自由))